

令和4年11月30日

保護者の皆様へ

東九州龍谷高等学校
校長 井上 倫明

大分県私立高校生等授業料臨時支援金について(ご案内)

保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、大分県では、新型コロナウイルス感染症の影響に起因する失業・減収、または事故・病気等やむを得ない事由が生じ家計が急変した世帯の生徒に対する授業料の負担軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、「大分県私立高校生等授業料臨時支援金」制度を創設いたしました。

下記、内容を確認し申請を希望する方は、申請書類をお渡しますので、12月8日までに事務室までご連絡ください。

記

1 大分県私立高校生等授業料臨時支援金とは

新型コロナウイルス感染症の影響に起因する失業・減収、事故・病気等やむを得ない事由が生じ、家計が急変した世帯の生徒に対する授業料を支援する制度です。

2 申請受付対象者

- ① 私立高等学校に在学する生徒で、就学支援金の申請対象者となります。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響に起因する失業・減収、事故・病気等やむを得ない事由が生じ令和4年度中(令和4年4月から令和5年2月)に家計が急変したもの。

※ 家計急変について

家系急変したと認定されるのは、下記の収入が目安です。

(※あくまで、目安の金額となります。両親・子2人の4人世帯のケース。)

家計急変前の年収	家計急変後の年収	支給額(月額)	備考(計算方法)
590万円以上 910万円未満	590万円未満	13,100円	33,000-19,900=13,100
910万円以上	590万円未満	33,000円	33,000-0=33,000

3 判定基準

下記、算出式により算出された額で判断いたします。

【算出式】

見込みの市町村民税の所得割額の課税所得額(課税標準額)×6%－見込みの調整控除の額

東九州龍谷高等学校事務室
TEL 0979(22)0416